

佐監公示第2 - 3号
令和5年6月9日

令和3、4、5年度支援船等の定期検査、年次検査及び中間修理並びに臨時修理の契約希望者募集要項の一部変更

令和3、4、5年度支援船等の定期検査、年次検査及び中間修理並びに臨時修理の契約希望者募集要項（佐監公示第2号。令和2年11月5日）について、下記のとおり変更します。

（代表公募実施権者）
分任支出負担行為担当官等
佐世保地方総監部経理部長

記

1 別紙第1の次の項を改める。

番号	種別	名称	所属部隊	船質	排水量 (t)	長さ (m)	幅 (m)	深さ (m)	喫水 (m)	最大 速力 (kt)	主機 馬力 (PS)	推進 方式	区分		
													定 検	年 検	中・ 臨修
27	交通船	YF2125	村空 基	鋼	25	17	4.3	2.2	0.7	10	240× 2	固定翼	○	○	○

を

番号	種別	名称	所属部隊	船質	排水量 (t)	長さ (m)	幅 (m)	深さ (m)	喫水 (m)	最大 速力 (kt)	主機 馬力 (PS)	推進 方式	区分		
													定 検	年 検	中・ 臨修
27	交通船	YF2157	村空 基	鋼	25	17	4.3	2.2	0.7	10	240× 2	固定翼	○	○	○

に改める。

なお、当該1項に係る参加表明書及び技術資料の提出期間を、令和5年6月12日（月）～令和5年7月11日（火）とする。

佐 監 公 示 第 2 号
令和 2 年 1 1 月 5 日
一部変更 佐 監 公 示 第 2 - 1 号
令和 4 年 2 月 1 6 日
一部変更 佐 監 公 示 第 2 - 2 号
令和 4 年 1 1 月 3 0 日
一部変更 佐 監 公 示 第 2 - 3 号
令和 5 年 6 月 9 日

令和 3、4、5 年度支援船等の定期検査、年次検査及び中間修理並び
に臨時修理の契約希望者募集要項（公募）

令和 3、4、5 年度支援船等の定期検査、年次検査及び中間修理並びに臨時修理
の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出し
て下さい。

（代表公募実施権者）
分任支出負担行為担当官等
佐世保地方総監部経理部長

（連名公募実施者）
契約担当官
下関基地隊本部経理科長
沖縄基地隊本部経理科長

記

- 1 調達品目
支援船等の定期検査、年次検査及び中間修理並びに臨時修理
なお、対象となる支援船等は、別紙第 1・別紙第 2 のとおり。
- 2 調達予定時期
令和 3 年度、4 年度、5 年度
- 3 公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
(1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）（以下「予決令」とい
う。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な
同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者
- (5) 令和04・05・06年度の競争参加資格(全省庁統一資格)、「役務の提供等」に係る九州・沖縄地区の競争参加資格を有する者
- (6) 当該役務に必要な次の要件を有する者
 - ア 別紙第1・別紙第2に記載する支援船等の検査・修理能力を有し、不具合発生時、迅速かつ、継続的に対応可能なこと。
 - イ 佐世保警備区内に造船所を有する者で、かつ、別紙第1中、番号1及び番号2の支援船を除き、所属部隊所在地から履行場所まで半日以内で回航できること。
 - ウ 船体のほかに搭載武器等装備品に関し、次の各号が実施できること。
 - (ア) 工程等各種管理
 - (イ) 陸揚げ、搭載、調査、点検、修理、調整等(付帯工事を含む。)
 - (ウ) 船体等及び武器相互間の接続工事等
 - エ 当該支援船等の検査・修理に必要な次の設備等を有すること。
 - (ア) 上架又は入きょ可能な設備
 - (イ) クレーン、工作機器等の設備・器材
 - (ウ) 修理用岸壁(所要の電力供給、消火設備(器材)等)
 - (エ) 搭載装備品等(武器を含む。)の検査・修理設備
 - (オ) 資材倉庫(官給品倉庫、塗料庫等)
 - (カ) 所要の乗員を収容可能なドックハウス、事務室等
 - (キ) 保全管理が可能な施設
 - オ 当該支援船等の検査・修理に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。
 - (ア) 管理部門: 安全、工程管理、品質保証、重量管理、保全に関する能力
 - (イ) 設計部門: 改造工事がある場合、防衛省船舶設計基準、自衛艦工作基準、防衛省規格、日本工業規格等に精通し、搭載装備品の運用について、十分理解した上での設計能力を有すること。
 - (ウ) 修繕部門: 日本工業規格、自衛艦工作基準に基づき工作できること。
- (7) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (8) 当該役務の一部を第三者に委託する場合は、委託させる業務内容に応じて、本項第6号のうち必要な条件を満たすこと。

4 参加表明

応募する者は、別紙第3に示す「参加表明書」及び本項第1号～第3号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
- (3) 誓約書、証明書、保証書その他前項第7号を証する書類

5 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

過去5年以内に同一の技術資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって換えることができる。

ア 過去5年間ににおける最新の同等又は類似の検査・修理実績（実績がない場合は省略可）、防衛省所有以外の船舶にあつては、過去3年間ににおける船舶修理実績（船名、船種、総トン数、上架又は入きよの有無、主・補機等オーバーホール実績）

イ 第3項第6号に規定する設備及び体制等を証明できる資料

(ア) 設備器材

- ・ 船台又はドック要目（最大長、最大幅、深さ、総トン数等）
- ・ 保有又は賃貸しているクレーン能力（最大定格荷重等）
- ・ 修理用岸壁要目（長さ、水深、接岸可能船総トン数、給電設備、消火設備、係留設備等）
- ・ 工場配置図（面積、防火・防犯設備、事務室、駐車場等）
- ・ 資材倉庫配置図（官給品等保管倉庫床面積、高さ、防犯設備等）
- ・ 別紙第1中、番号1、番号2の支援船に応募する場合、ドックハウス等配置図（居住設備、収容可能人数）
- ・ 工作機器、汎用試験設備等（名称、要目、台数、規定検査等記録）

(イ) 検査・修理体制

- ・ 職制機能図（社内・社外（協力会社）、専門会社の協業体制及び官側との連絡体制）

- ・ 各種基準、規格の保有状況

(ウ) 技術者レベル

- ・ 工事担当者の経験年数、保有免許・資格、官民による教育実績
- ・ 改造工事がある場合、設計担当者の経験年数、保有免許・資格、官民による教育実績

ウ 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧、委託する業務内容によっては、第3項第6号及び第8号に規定する設備及び体制等を証明できる書類を添付する。

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

6 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

〒857-8567

長崎県佐世保市平瀬町18番地

0956-23-7111（内線3252）

(2) 提出期間

令和5年6月12日（月）～令和5年7月11日（火）

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までを除く時間とする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部

会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

(5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達が既済となっている可能性がある。

7 技術資料等の審査

技術資料等の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合、迅速に対応する体制を整えておくこと。

8 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

9 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てすることができる。

ア 窓口：海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：土、日及び祝日を除く、毎日午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までの時間を除く時間とする。

(2) 分任支出負担行為担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

10 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び業態調査等への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

(記入例)

令和 年〇〇月 日

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長 殿

株式会社
代表取締役社長 印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

公示番号(日付)

佐監公示第2号(令和 年〇〇月 日)

調達予定品目

番号	種別	名称	所属部隊	区分		
				定検	年検	中・臨修
3	えい船	YT04	佐警			
16	水船	YW19	佐警			
23	運貨船	YL12	佐警			

応募する種別のみ
を記載する。

応募する区分の
みに を付す。

- 添付書類：1 資格審査結果通知書(全省庁統一資格の写し)
2 決算報告書(写し)
3 誓約書
4 技術資料(佐監公示第〇号(〇〇.〇〇.〇〇)の提出時から今回までの間、変更等がないため、提出を省略します。)

参加表明書、技術資料 各2部提出
資格審査結果通知書、決算報告書等、誓約書 各1部提出

別紙第 1

番号	種別	名称	所属部隊	船質	排水量 (t)	長さ (m)	幅 (m)	深さ (m)	喫水 (m)	最大速度 (kt)	主機馬力 (PS)	推進方式	区分												
													定検	年検	中・臨修										
1	水中処分母船	YDT05	佐警	鋼	300	46	8.6	4	2.2	15	750×2	固定翼	○	○	○										
2		YDT06	沖基										○	○	○										
3	えい船	YT04	佐警	鋼	260	31.4	8.6	3.6	2.3	13	1300×2	全旋回式	○	○	○										
4		YT14											○	○	○										
5		YT70											○	○	○										
6		YT74											○	○	○										
7		YT78											○	○	○										
8		YT84											○	○	○										
9		YT92											沖基	鋼	260	28.4	8.6	3.5	2.5	11	900×2	○	○	○	
10		YT94																				○	○	○	
11		YT09	佐警	○	○	○																			
12		YT80	鹿音所	鋼	50	17	4.8	2.4	1.2	8	250×2		○	○	○										
13		YT85											○	○	○										
14		YT76											○	○	○										
15		YT93	沖基	○	○	○																			
16		水船	YW19	佐警	鋼	310	37.7	6.8	3.6	2.7	9		180×2	固定翼	○	○	○								
17		油船	YO30	佐警	鋼	490	46.5	7.8	3.8	2.9	9		250×2	固定翼	○	○	○								
18	YO34		○									○			○										
19	YO39		○									○			○										
20	YO42		270			37.7	6.8	3.6	2.6	9	180×2	○	○		○										
21	YO43											○	○		○										
22	YG207											○	○		○										
23	運貨船	YL12	佐警	鋼	50	27	7	2.6	1	9	280×2	固定翼	○	○	○										
24		YL15											○	○	○										
25	廃油船	YB109	佐警	鋼	100	17	5.2	2.5	2	—	—	—	○	○	○										
26	交通船	YF1032	佐警	FRP	11	13.5	3.8	1.7	0.6	18	360	固定翼	○	○	○										
27		YF2157	村空基	鋼	25	17	4.3	2.2	0.7	10	240×2		○	○	○										
28		YF2127	佐警										○	○	○										
29		YF2134	対防	FRP	12	15	4.2	2	0.7	18	260×2		○	○	○										
30		YF2155	老警所										○	○	○										
31		YF2133	鹿音所										5.5	11	3.2	1.5	0.5	15	210	○	○	○			
32		YF2144	奄基分										6	11	3.2	1.6	0.6	9	130	○	○	○			
33		YF2148	佐警																	○	○	○			
34		YF2149	鹿空基																	○	○	○			
35	特別機動船	SB06	佐警									FRP、 ゴム	1.9	7.2	2.7	1.8	0.6	—	230	船内外機	○	○	○		
36		SB07		315	○	○	○																		
37		SB08		○	○	○																			
38		SB17		330	○	○	○																		
39		SB18		○	○	○																			
40		SB24		300×3	船外機 (ガソリン)	○	○	○																	
	特別機動船	SB24	沖基	FRP、ゴム	5.9	11.7	3.2	3.7	—	—	300×3	船外機 (ガソリン)	○	○	○										
41	作業船	YD05	佐造補所	FRP	1.6	6.4	2.1	0.7	0.7	—	25	船外機	○	○	○										
42	カッター	C5176	佐教	FRP	1.5	9	2.5	0.8	0.4	—	—	—	—	○	○										
43		C5177											—	○	○										
44		C5191											—	○	○										
45		C5196											—	○	○										
46		C5197											—	○	○										
47		C5198											—	○	○										
48		C5199											—	○	○										
49		C5205											—	○	○										
50		C5217											—	○	○										
51		C5218											—	○	○										
52		C5220											—	○	○										
53		C5202											月教空	FRP	1.5	9	2.5	0.8	0.4	—	—	—	—	○	○
54		C5203																					—	○	○
55		伝馬船	T6088	佐教	FRP	0.3	5.8	1.6	0.6	—	—		—	—	—	○	○								
56	T6089		—									○			○										
57	えい船	YT15	佐警	鋼	260	31.4	8.6	3.6	2.3	13	1300×2	全旋回式	○	○	○										
58	特別機動船	SB25	沖基	FRP、ゴム	5.9	11.7	3.2	3.7	—	—	300×3	船外機 (ガソリン)	○	○	○										

注：1 区分「定検」、「年検」には、定・年検時の修理工事及び改造等工事を含む。

2 区分「中・臨修」とは、中間修理及び臨時修理（いずれも、検査を必要とする場合を含む。）をいう。

3 番号35以降の船舶については、履行場所への輸送を受注者手配とする場合がある。

4 官側の都合により要求しない場合がある。

5 特別機動船SB24及びSB25（沖基）については、令和5年1月下旬以降配属予定。

別紙第 2

番号	種 別	搭載艦船	船質	質量 (t)	長さ (m)	幅 (m)	深さ (m)	喫水 (m)	主機馬力 (PS)	推進方式	区 分
											中・臨修
1	11m作業艇	自衛艦	FRP	8.4	11.0	3.2	1.5	0.6	210	固定翼	○
2	7.9m内火艇	自衛艦	FRP	2.7	7.9	2.2	1.0	0.5	25		○
3	複合型作業艇等	自衛艦	FRP、 ゴム	0.2 ～ 2.2	4.2 ～ 7.5	1.9 ～ 2.9	約 1.0	—	30 ～ 330	船外機 または 船内外機	○

注：1 区分「中・臨修」とは、中間修理及び臨時修理(いずれも、検査を必要とする場合を含む。)をいう。

2 複合型作業艇の質量は、船体のみである。

3 履行場所への輸送は、受注者手配とする場合がある。

4 官側の都合により、要求しない場合がある。